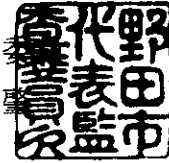


平成 26 年 10 月 6 日

様

野田市代表監査委員
染 谷



住民監査請求の監査結果の公表に関する請願について (回答)
秋冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成 26 年 8 月 25 日付けで提出のありました請願書(住民監査請求の監査結果の公表に関する請願)につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 監査結果の公表に当たっては、野田市職員措置請求書本文のみではなく
陳述書本文や陳述調書も含めての公表について

(回答)

住民監査請求の監査結果については、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により公表しています。監査結果の記載事項は、「第 1 請求の受理」として請求の要旨(請求書の原文)、請求人の提出証拠(事実証明書のタイトル)、請求の受理等を、「第 2 監査の実施」として監査の対象事項、監査対象部局、対象部局の資料の提出及び陳述、請求人の証拠提出及び陳述、対象部局の主張を、「第 3 監査の結果」として事実関係の確認、判断、結論等を記載しています。その監査結果を請求人に通知するとともに公表しています。

陳述については、地方自治法第 242 条第 6 項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けています。陳述は、請求書記載事項を補足説明し、あるいはこれに関する新たな証拠を提出するためのものであり、「野田市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述について(通知)」に記載してありますように、陳述は、請求書記載事項の範囲内の補足説明であることから、監査結果には、請求の要旨を請求書の原文のまま全文記載し、陳述の内容は記載しておりませんが、監査委員が新たな証拠書類の提出や陳述を監査結果に記載する必要があると判断した場合は、必要な範囲を記載したいと考えます。

- 2 野田市報での公表に当たっては、詳細が野田市公式ホームページに公表されていることの案内について

(回答)

監査結果の公表は、告示、市ホームページ、市報等により行い、監査結果の全文については、市内8か所の掲示場に掲示、市ホームページに掲載、市役所及びいちいのホールの行政資料コーナーに配架しています。市報については、監査結果の決定後に、監査の種類、期間、対象部局、監査対象、監査の結果、監査委員氏名、問合せ先、監査結果の全文は市ホームページ及び行政資料コーナーで閲覧できる旨等の内容を市報に掲載していましたが、野田市職員措置請求書の監査結果(平成26年7月11日)の8月15日号の市報掲載については、「監査結果の全文は市ホームページ及び行政資料コーナーで閲覧できる」旨の案内の掲載が漏れておりました。ついては、11月1日号に、「8月15日号の市報に掲載の監査結果について、閲覧場所の記載がありませんでしたので、改めてお知らせします。監査結果の全文は、市役所・いちいのホールの行政資料コーナーや市ホームページで閲覧できます。」と掲載します。

今後は、監査結果の市報掲載については、監査期限を考慮し、あらかじめ秘書広報課と連絡を取り、掲載スペースの確保を図り、監査結果の全文については、市ホームページ及び行政資料コーナーで閲覧できる旨を掲載し公表してまいります。